

総合計画策定に新町建設 計画を考慮するのか

内田精彦 議員

町長 当然整合性には十分配慮する



問 総合計画策定について

今議会において奥出雲町振興基本計画審議会条例の一部改正が提案されましたがこの審議会委員はどのような人に委嘱されるのか。また、審議会専門委員は何時までに立ち上げて答申をいただく考えなのか。町長は審議会専門委員会の審議に關与するのか。

答 総合計画審議会委員については、町議会の議員、行政委員会委員、各種団体等の皆様、学識経験者の方々に委嘱する考えで策定委員会のスケジ

ュールは第1回の総合計画審議会を7月下旬と考

えている。
おおむね2ヶ月に1回開催とし、今年度末の策定に向けて3回か4回開催する考えである。

町長は諮問後答申をいただくまで審議を見守って行きます。

問 専門委員会について

募集人員は60名程度であるがオーバーした場合に制限されるか。専門委員にも手当ては支給するのか。そして氏名は公表するのか。

答 募集状況がわからないが調整する事もある。委員の氏名は公表し手当ては支払う。

問 新町建設計画との接合について

総合計画策定は新町建設計画の改定版となるものであり、すり合わせが必要と考える。特に新町事務所の位置は、仁多庁舎、横田庁舎とし、暫定措置として住所は、現在の仁多町三成358番地1とする。新町において、新町建設期間は、厳しい財政状況で庁舎建設の余力はなく、庁舎建設及び庁

舎建坪を拡張するような改造はしない。新町の庁舎は、現有の仁多町役場

横田町役場を有効に利用し、その名称は、仁多庁舎、横田庁舎とする。課室の配置については主として

当面管理部門は仁多庁舎、事業部門は横田庁舎に置き、住民の利便性に直結する窓口部門は両庁舎に配置する。町長室は両庁舎に置き、議会は横田庁舎に置く。等々仁多町長

横田町長、立会人によります確認事項がしてあります。本計画の期間は合併後の新町の一体感が醸成されるまでの期間を考

え10年間とする。
以上の事について総合計画策定に当り考慮されるのか。

答 すでに5年が経過しており、町民の一体感も徐々に深まっていると理解し新町建設計画をさらに発展的に見直し新たに

総合計画を策定する。当然整合性には十分配慮する。なお仁多庁舎については合併特例債が活用できる平成26年度までの間で建替えを行なう必要があると思う。

問 合併特例債10年間の延長はないのか。新町の庁舎問題についての確認文書については。

答 特例債が延長されることは理解してない。合併後5年が経過し財政状況は合併直後に比べると相当好転している。いずれにしても総合計画の審議の中で庁舎問題等十分な議論を賜って答申を受ける。

※この他、児童生徒の通学路対策について。テレビ電話サービス内容、利用度について。社協ふれあいサロン事業の横田会場確保について質問しました。

